

本部申19号

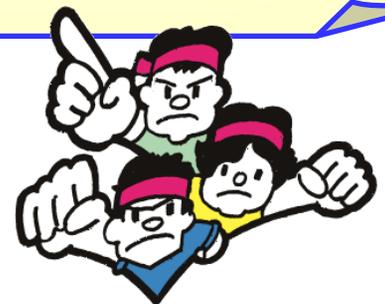
扶養手当の増額

を求める申し入れを行う!

《申し入れ内容》

1. 賃金規程第40条第1項、第2号、第3号、第6号及び第7号に定める扶養手当の支給月額を増額すること。なお、増額に当たっては別紙の通りとすること。
2. 賃金規程第40条第1項第1号定める扶養手当の支給月額については、1項の申し入れに基づき増額した場合でも減額しないこと。

これが東労組が求める要求だ!



【別紙】

	賃金規程第40条第1項第2号に定める扶養手当の支給月額	賃金規程第40条第1項第2号に定める扶養手当の支給月額(社員に配偶者がいない場合)	賃金規程第40条第1項第3号に定める扶養手当の支給月額	賃金規程第40条第1項第6号に定める扶養手当の支給月額	賃金規程第40条第1項第7号に定める扶養手当の支給月額
	第一子	欠配一子	第二子以降	身しょう者の子	身しょう者の親族
現在	3,500	12,500	3,500	5,000	3,500
要求	10,000	20,000	10,000	12,000	10,000

**今求められているのは安心して子育てしながら働ける環境です!
17春闘で積み上げてきた組織力で要求満額獲得を勝ち取るう!**